

松江市障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松江市長が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設設置者、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関開設者(精神通院医療に係る医療機関を除く。)(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)に対して実施する指導及び監査に関する基本的事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 障害福祉サービス事業者等に対し、法第10条第1項に基づく指導と、法第48条、第51条の27及び第66条に基づく監査を行うことによって、自立支援給付対象サービス(補装具の販売及び修理を除く)(以下「自立支援給付対象サービス等」という。)の質の確保と向上及び介護給付費、訓練等給付費及び相談支援給付費(以下「自立支援給付等」という。)の適正化を図ることを目的とする。

(指導方針)

第3条 障害福祉サービス事業者等に対する指導は、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭に置き、障害福祉サービス事業者等の支援を基本として、自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付等に係る費用の請求に関する事項について周知徹底することを方針とする。

(指導実施体制)

第4条 指導は、障がい者福祉課が実施するものとする。

(指導形態)

第5条 指導形態は、「集団指導」及び「運営指導」とする。

2 運営指導は、松江市が単独で実施する「一般指導」と、松江市と島根県で実施する「合同指導」とする。

(指導対象の選定)

第6条 指導は、全ての障害福祉サービス事業者等を対象とし、重点的かつ効果的指導を行う観点から一定の計画に基づいて実施することとし、選定基準は次のとおりとする。

(1) 集団指導の選定基準

原則全ての障害福祉サービス事業者等を対象とする。

(2) 運営指導の選定基準

ア 次条に規定する実施計画で定める重点指導項目に該当する指定障害福祉サービス事業者等

イ 前年度新規に指定した事業所

ウ 実施要領で定める期間に対応する事業所

エ 島根県と合同で実施する場合

オ その他運営指導を要すると認める障害福祉サービス事業者等

(指導実施計画の策定)

第7条 障害福祉サービス事業者等に対する指導の実施に当たっては、前年度の指導の状

況等を踏まえて指導実施計画(以下「実施計画」という。)を策定する。

- 2 実施計画は、毎年度策定するものとする。
- 3 実施計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 実施方針
 - (2) 重点指導項目
 - (3) 運営指導対象障害福祉サービス事業者等
 - (4) 実施時期
 - (5) その他必要な事項(指導実施通知)

第8条 前条の規定により策定した実施計画に基づき障害福祉サービス事業者等に対し、原則として指導実施日の1か月前までに文書により通知するものとする。

ただし、指導対象となる事業所において障害者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に第3項に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- 2 集団指導を実施する障害福祉サービス事業者等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 集団指導の日時及び場所
 - (2) 出席者
 - (3) 指導内容
 - (4) その他必要な事項
- 3 運営指導を実施する障害福祉サービス事業者等に対する通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 運営指導の根拠及び目的
 - (2) 運営指導の日時及び場所
 - (3) 運営指導を行う職員(以下「指導職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
 - (4) 出席者
 - (5) 準備すべき書類等(指導方法)

第9条 集団指導は、障害福祉サービス事業者等に対し、必要な指導内容に応じ、一定の場所に集めて講習又はオンライン等(オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。)の活用による動画の配信等により実施も可能とする。

なお、集団指導に欠席した障害福祉サービス事業者等には、当日使用した資料の送付等により、情報提供をするとともに閲覧が確実に行われた事を確認すること。またオンラインによる動画の配信等による集団指導の場合も、配信動画の視聴や資料の閲覧が確実に行われたことを確認すること。

- 2 運営指導は、原則、障害福祉サービス事業者等の事業所等に対し、面談方式により関係書類を閲覧するなどにより実施するものとする。なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、障害福

祉サービス事業者等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

3 前項の運営指導中に次の各号に該当する状況を確認した場合は、運営指導から「監査」に切り替えるものとする。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断した場合

(2) 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され、その内容が不正な請求と認められる場合

(運営指導体制)

第 10 条 運営指導は、2 名以上の職員で実施するものとする。

(運営指導後の措置)

第 11 条 指導職員は、運営指導後、速やかに復命書を作成し、障害福祉サービス事業者等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

2 指導の結果、改善を要すると認められた事項及び自立支援給付等に係る費用について過誤調整を要すると認められた事項については、文書により障害福祉サービス事業者等に通知するものとする。

3 改善を要すると認められた事項及び自立支援給付等に係る費用について過誤調整を要すると認められた事項については、1 か月の期限を付して改善状況(改善計画)及び過誤調整の状況(以下「改善状況等」という。)を報告させ、挙証資料等により確認するものとする。

4 指導結果については、指導事項を経年的に記録し、継続的指導及び改善状況等の確認を行うため、「障害福祉サービス事業者等指導・監査改善状況管理台帳」に記載するものとする。

(監査方針)

第 12 条 監査は、障害福祉サービス事業者等に対し、第 18 条第 4 項に規定する行政上の措置に該当する内容であると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、又は自立支援給付等に係る費用の請求について、不正な請求等と疑われる場合(以下「指定基準違反等」という。)において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置をとることを主眼とする。

2 不正な請求等とは、次に掲げるものをいう。

(1) 架空請求や虚偽の申請に基づくものなど、悪質なものをいう。

(2) 不正とまでは言えないが、制度の目的に照らし適当でなく、社会通念上自立支援給付対象サービス等として適正を欠くものをいう。

(監査実施体制)

第 13 条 監査は、障がい者福祉課が実施するものとする。

(監査対象の選定基準)

第 14 条 監査は、次の各号に掲げる情報を踏まえて指定基準違反等を確認する必要があると認める場合に実施するものとする。

(1) 要確認情報

ア 通報、苦情、相談等に基づく情報

イ 市町村、相談支援事業所等に寄せられる苦情

- ウ 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者
- (2) 運営指導において確認した指定基準違反等の情報
- (監査実施通知)

第 15 条 監査(第 9 条第 3 項に係るものを除く。)を実施する障害福祉サービス事業者等に対し、通知する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 監査の根拠規定
- (2) 監査の日時及び場所
- (3) 監査を行う職員(以下「監査職員」という。)の所属及び職名並びに氏名
- (4) 出席者
- (5) 準備すべき書類等
- (監査方法)

第 16 条 指定基準違反等の確認について必要があると認められるときは、障害福祉サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該監査職員に関係者に対して質問させ、若しくは障害福祉サービス事業者等の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他物件の検査を実施するものとする。

(監査体制)

第 17 条 監査は、2 名以上の職員で実施するものとし、原則として 1 名は、係長級以上の職にある者とする。

ただし、第 9 条第 3 項により、監査を実施する場合はこの限りでない。

(監査後の措置)

第 18 条 監査職員は、監査終了後、速やかに復命書を作成し、障害福祉サービス事業者等の問題点等を明確にした上で復命するものとする。

- 2 監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた場合については、第 11 条第 2 項及び第 3 項に規定する事務手続きを行うものとする。この際、「指導」を「監査」に読み替えるものとする。
- 3 監査後の措置については、障がい者福祉課が行うものとする。
- 4 監査の結果、指定基準違反等が認められた場合には、法第 49 条、第 50 条、第 51 条の 28、第 51 条の 29、第 67 条、第 68 条に定める「勧告、命令等」、「指定の取消し等」の規定に基づき次に掲げる行政上の措置を機動的に講ずるものとする。

(1) 勧告

障害福祉サービス事業者等に指定基準違反等の事実が確認された場合、当該指定障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

また、勧告をした障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(2) 命令

障害福祉サービス事業者等が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該障害福祉サービス事業者等に対し、期限を定め、その勧告に係る措置を

とすべきことを命令することができる。

なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

また、命令をした障害福祉サービス事業者等に対し、期限内に文書により報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消等

指定基準違反等の内容等が、法第50条第1項各号、同条第3項で準用する同条第1項各号（第12号を除く）、第51条の29第1項各号及び第68条第1項各号のいずれかに該当する場合において、当該障害福祉サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消等」という。）ができる。

なお、指定の取消等をした場合には、その旨を公示しなければならない。

- 5 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等が命令又は指定の取消等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与する。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。
- 6 監査の結果、当該障害福祉サービス事業者等に係る自立支援給付対象サービス等の内容又は自立支援給付に係る費用の請求に関し、不正な請求等が認められ、これに係る返還金が生じた場合には、当該自立支援給付に係る市町村に対し、法第8条第1項の規定に基づく不正利得の徴収（返還金）として徴収を行うよう通知するものとする。
- 7 前項の場合における返還金の額は、原則として、法第8条第2項の規定により返還させべき額に100分の40を乗じて得た額とする。

（職員留意事項）

第19条 指導及び監査を行う職員（以下「指導職員等」という。）は、指導及び監査（以下「指導等」という。）の手順及び分担を定め効率的に行うように努めるほか指導等を受ける事業者等の業務に支障がないよう留意するものとする。

- 2 指導職員等は、指導等に当たっては、市長が発行する身分証を携帯し、かつ関係者からの請求があるときには、これを提示し、常に穏健かつ冷静な言動と指導援助的態度で接することにより事業者等の理解と協力が得られるように努めるものとする。
- 3 指導職員等は、事実の認定及び事務処理の判断に当たっては、常に公平不偏の態度で臨むよう努めることとする。

（社会福祉法人等指導監査連絡会議）

第20条 この要綱に定める指導等に関する重要な事案等については、「社会福祉法人等指導監査連絡会議」において審議するものとする。

（その他）

第21条 指導等の実施については、この要綱に定めるもののほか松江市障害福祉サービス事業者等指導・監査実施要領において定めるものとする。

（準用）

第22条 この要綱に規定する指導等は、法第77条に基づく地域生活支援事業を行う者について準用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。